

## 【出産・子育て応援事業概要】

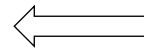
## ■背景

平成 27 年 1 月子ども・子育て支援法による法的根拠のもと、母子保健相談支援事業を地域子ども・子育て支援事業の利用者支援事業の一類型として母子保健型を位置づけ、国、都道府県、市町村（実施主体）の適切な役割分担の下で、事業展開を図る

## ■事業の目的

妊婦へのポピュレーションアプローチにより

- 出産・子育てに関する不安の軽減
- 妊婦・乳幼児・保護者の心身の健康の保持・増進を図る



虐待予防の観点から

## ■内容

- 母子健康手帳交付  
妊婦の専門職（保健師・助産師・社会福祉士等）による全数面接  
※ハイリスク妊婦には支援プランを作成する



**窓口を平成 28 年 4 月 1 日から健康課に一本化**

- ・仕事をしている妊婦のために土曜日でも健康課の窓口で受付
- ・悪阻が深刻な妊婦はこちらから訪問し母子健康手帳を配布
- ・妊娠届にマイナンバーを記入するため、取扱いに注意

- 出産後育児パッケージ（おむつ又はおむつに関わる衛生用品※10,000 円相当額）を配布

## ■対象者

平成 28 年 4 月 1 日以降に妊娠の届をして母子健康手帳の交付および面接を受けた妊婦

- 転出、流産、死産の方には育児パッケージの配布は行わない
- 転入者は、本人の申し出により、専門職の面接を受けた場合に育児パッケージを配布可。

## ■傾向

母子健康手帳交付数 601 名（面接をまだ受けていない方 8 名） ※8 月 10 日現在

- ・専門職による全数面接について良い意見が多い。
- ・一番多い相談は、妊娠・出産について。保育園についての相談も多い。
- ・ハイリスクは全体の約 3%。未婚、若年、経済的に不安定などで地区担当保健師がフォロー。
- ・経済的な貧困者は、すでに生保など必要な関係機関とつながっている。妊娠によって経済的に不安定になる方は、妊婦面接で把握し、生保やセーフティにつなぐなど、切れ目ない支援を行っている。